

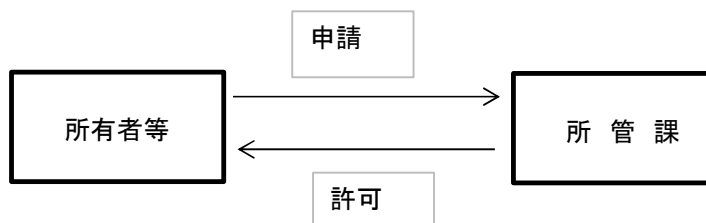
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 13

処 分 名	市の権限に係る県指定有形文化財の現状変更等の許可	
処 分 の 概 要	県指定有形文化財(建造物)と一体のものとして指定された土地の現状変更等又は金属、石若しくは土で作られた重要文化財の型取りを許可する。	
根 拠 法 令 名	愛媛県文化財保護条例(昭和32年愛媛県条例第11号)	
条 項	第20条第1項	
所 管 課	文化財課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標準処理期間	計	未設定
審査基準	<p>H12.12.27付 庁保美第242号 文化庁次長通知第1項に準じ、き損のおそれがない県指定有形文化財(建造物)であることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>○愛媛県文化財保護条例</p> <p>(現状変更等の制限)</p> <p>第20条 県指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については教育委員会規則の定める範囲の維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。</p> <p>(市が処理する事務)</p> <p>第43条の7</p> <p>2 前項に定めるもののほか、地教行法第55条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務(この条例の施行のための教育委員会規則に基づく事務を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)が処理することとする。ただし、第1号ア及びイに掲げる現状変更等が中核市の区域内において行われる場合に限る。</p> <p>(1) 次に掲げる現状変更等に係る第20条第1項の規定に基づく許可(同条第2項の規定に基づく指示を含む。)並びに同条第3項の規定に基づく命令及び許可の取消しに関する事務</p> <p>ア 建造物である県指定有形文化財と一体のものとして当該県指定有形文化財に指定された土地その他の物件(建造物を除く。)の現状変更等</p> <p>イ 金属、石又は土で作られた県指定有形文化財の型取り</p> <p>○平成12年12月27日 庁保美第242号 各都道府県教育委員会宛文化庁次長通知</p> <p>文化財保護法施行令第五条第三項第一号ロに掲げる重要文化財の保存に影響を及ぼす行為の許可の事務の処理基準</p> <p>1 重要文化財のき損のおそれがある場合には、文化財保護法施行令第五条第三項第一号ロに掲げる型取り(直接実物に触れて型を取ることをいう。以下同じ。)の許可をすることができない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。